

令和6年9月3日

# 令和6年度司法修習生採用選考要項

最高裁判所

最高裁判所は、裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条の規定に基づき、令和6年度司法修習生採用選考を次のとおり実施する。

## 1 採用選考審査基準

別紙のとおり

## 2 選考の内容、期日及び場所

### (1) 内容及び方法

ア 書面審査 選考申込書等の提出書類の記載により、採用選考審査基準を満たすかどうかを審査する。

イ 健康状態判定 選考申込書等の提出書類の記載により、修習に耐えられる健康状態かどうかを判定する。

ウ 面接 ア、イの結果、必要があると認めた場合に実施する。

エ その他 選考申込書等の提出書類の記載事項について調査を行う。

なお、必要に応じて、追加書類の提出等を求める場合がある。

### (2) 面接の期日、場所等

期日 令和7年1月27日（月）から同月29日（水）までの間で、最高裁判所が指定する日時

場所 最高裁判所（東京都千代田区）又は司法研修所（埼玉県和光市）

面接対象者には、令和7年1月17日（金）頃に、場所・時刻等を記載した面接通知書を発送する。

ただし、実施上のやむを得ない事情により、期日又は場所を変更する場合がある。

## 3 採用の内定及び発令

(1) 採用内定等 申込者に対しては、採用内定通知書又は内定留保通知書を令和7年1月17日（金）頃に、発送する。

なお、採用申込みに当たって虚偽の申告をした等の場合には、別紙司法修習生採用選考審査基準2(1)エ及び(3)等に該当するものとして採用

内定後に内定が取り消され、不採用となることがある。

内定留保者のうち、不採用となった者に対しては、不採用通知書を送付する。

(2) 採用発令日 令和7年3月19日(水)

#### 4 選考の申込方法等

(1) 申込方法

申込書を申込受付期間内に速達書留郵便で、(5)の申込先に郵送する。

封筒の表に「司法修習生採用選考申込書在中」と朱書きする。

(2) 申込受付期間

令和6年11月6日(水)から同月22日(金)まで(11月22日までの消印のあるもの)に限り受け付ける。なお、申込受付期間を遵守しなかった場合には、別紙司法修習生採用選考審査基準2(3)に該当するものとして不採用となることがある。

(3) 提出書類

申込みに当たっては、申込書のほか、次に掲げる書類を提出する。

なお、申込み後、申込書の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく書面で(5)の申込先に届け出ること。

ア 司法試験又は別紙司法修習生採用選考審査基準1(2)から(4)までに規定する試験等の合格証書のコピー(令和元年度から令和6年度の司法試験合格者を除く。)

イ 戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)又は本籍地及び戸籍筆頭者が記載された住民票の写し(日本国籍を有しない者については、国籍等、外国人住民となった年月日及び在留資格等が記載された住民票の写し)

ウ 以下のうち在籍(退学を含む。)した全ての学校の成績証明書

- ・ 法科大学院の成績証明書
- ・ 大学院の成績証明書
- ・ 大学の成績証明書(教養学部の成績証明書を含む。)

エ 学校の卒業(退学)年月を証する書面(ウに同年月の記載がある場合は不要)

(4) 申込書等用紙の入手方法

申込書等用紙は、最高裁判所ウェブサイト(<https://www.courts.go.jp/saikosai/>)からダウンロードする方法により入手する(令和6年10月下旬までに掲載予定である。)

(5) 申込先

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

電話 03(3264)8111(代表)

**【参考・修習給付金関係及び修習専念資金貸与関係】**

司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金が支給される。

また、申請により修習専念資金が貸与される。

なお、詳細は、最高裁判所ウェブサイト(<https://www.courts.go.jp/saikosai/>)を参照のこと  
(修習専念資金貸与関係については令和6年11月上旬に、修習給付金関係については令和7年2月上旬に掲載予定である。)

問合せ先

修習給付金（基本給付金・住居給付金）及び修習専念資金

司法研修所（総務課人事係） 電話 048(235)8971（直通）

修習給付金（移転給付金）

司法研修所（経理課経理係） 電話 048(235)8973（直通）

（採用選考申込みに関する問合せは、4の(5)の申込先にする。）

(別紙)

司法修習生採用選考審査基準

司法修習生の採用選考における審査基準を下記のとおりとする。

記

- 1 次に掲げる者から司法修習生採用選考の申込みがあった場合には、2に該当するときを除き、司法修習生として採用する。
  - (1) 司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者（同法第4条第2項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の4月1日以降に法科大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）
  - (2) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「改正法」という。）による改正前の司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は改正法附則第7条第1項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者
  - (3) 高等試験令（昭和4年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者
  - (4) 司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する<sup>せん</sup>銓衡委員会の<sup>せん</sup>銓衡を経た者
- 2 司法修習生採用選考申込者に次に掲げる事由があると認めるときは、これを不採用とする。
  - (1) 次のいずれかに該当すること。
    - ア 心身の故障により修習をすることが困難である者
    - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
    - ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
    - エ 品位を辱める行状により、司法修習生たるに適しない者
    - オ ア又はエに準ずる事由がある者
  - (2) 司法修習生であつた者が、次のいずれかに該当すること。
    - ア 成績不良（裁判所法（昭和22年法律第59号）第67条第1項の試験の不合格を除く。）により修習をすることが困難である者
    - イ 修習の態度の著しい不良により、司法修習生たるに適しない者
    - ウ 裁判所法第67条第1項の試験に連続して3回合格しなかつた者（再度司法試験法による司法試験に合格した者を除く。）。ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、裁判所法第67条第1項の試験の全部又は一部を受験することができなかつた場合には、当該試験については、受験回数として数えないものとすることができる。
    - エ ア又はイに準ずる事由がある者
  - (3) 司法修習生採用選考要項において定める手続を遵守しなかつたこと。